

納税準備預金

平成 26 年 4 月 1 日現在

1. 商 品 名	納税準備預金
2. 販 売 対 象	・ 法人、個人
3. 期 間	・ 特に期間の定めはありません
4. 預 入 (受 入) (1) 預入 (受入) 方法 (2) 預 入 金 額 (3) 預 入 単 位	・ 随時預入 ・ 1 円以上 ・ 1 円単位
5. 払 戻 (支 払) 方 法	・ 租税納付にあてる場合に限り払戻しできます
6. 利 息 (1) 適 用 金 利 (2) 利 払 方 法 (3) 計 算 方 法	・ 毎日の店頭表示の利率を適用します ・ 年 2 回 (3 月、9 月) の当金庫所定の日に元金に組入れます ・ 1 年を 365 日とする日割計算 毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位を 100 円として利息を計算します
7. 税 金	・ 利息には所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払戻した場合には、個人には 20% の税金 (国税 15%、地方税 5%) がかかり、法人は総合課税となります。(ただし、預金者が納税貯蓄組合法に基づく納税貯蓄組合の組合員である場合には、その払戻額の合計額が同法に定める一定金額以下のときは所得税はかかりません) ※平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金がかかります
8. 手 数 料	—
9. 付加できる特約事項	—
10. 中途解約の取扱い	—
11. 金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードをご覧くださいか、または窓口へご照会ください

納税準備預金

<p>12. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫の平日営業日に、営業店または「お客様サポート室」（9時～17時、電話：0800-800-3345）にお申し出ください ・ 紛争解決措置 札幌弁護士会（電話：011-251-7730）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫の平日営業日に、上記「お客様サポート室」または北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です また、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）をご利用の際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります 詳しくは、東京三弁護士会、「お客様サポート室」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください
<p>13. その他参考となるべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利息には所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭に表示する毎日の普通預金利率によって計算し、課税扱いとなります ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって合算して元本1,000万円までとその利息等が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預積金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。）

◎ くわしくは窓口にお問い合わせください。